

大阪市議会は10月21日の本会議で、「最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書」を全会一致で可決しました。

2013年から15年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6・5%、最大10%引き下げられました。これに対し29都道府県で、1027人の原告が取り消しを求めて提訴しました（いのちのとりで裁判）。

最高裁はことし6月、生活保護費の減額は違法

生活保護の引き下げは違法 最高裁判決に従い被害回復を

大阪市議会が意見書

とする初の統一判断を示しましたが、国はいまだに被害を受けた原告らに謝罪すらせらず、違法状態を続けています。

意見書は、最高裁判決の趣旨を踏まえ▽全面解決のために、国の責任で、生活保護費の遡及支給など被害回復の措置を速やかに講じる▽生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復を図る▽違法とされた保護基準の改定に至る経過について、原告・弁護団及び当事者も入れた検証を行う——ことを求めています。